## JAS制度のあり方検討会 最終報告 のポイント

~ 食と暮らしの安全・安心に資する21世紀のJAS制度を目指して~

- 現 状 -

- 展開方向 -

## 1. JAS規格(任意)のあり方 ~消費者ニーズに対応したJAS規格の制定~

JAS規格・マークが示す内容が不明確



個々のJAS規格について、 製品の特色を明確 化した「特色規格」か、 取引の合理化等の観点 から標準となる定義・品質を示した「標準規格」 かを明らかにした上で、制定・見直し

JAS規格の内容は、「成分」や「生産」に関する基準に限定

食品に関する情報開示を促進する必要性



「流通」の方法に関する基準もJAS規格に取り込むなど、消費者への積極的な情報公開に資する JAS規格を検討

## <mark>2.JAS規格の認証のあり方 ~行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備~</mark>

登録認定機関が、大臣の代行補助として事業者 を認定



大臣の代行ではない「民間機関」として事業者 を認定

登録認定機関に対する国の関与は事前チェックが中心(事前の厳格な認可)



事後チェック体制を整備(事前の届出+違反時 における厳格な事後的処分)

認定を受けない一般事業者も製品のサンプル 検査を受けるだけでJASマークの貼付が可能



認定を受けた事業者がJASマークを貼付する 制度に原則として一本化し、問題発生時に事業者 の責任を問いうる仕組みへ

外国の認定機関の登録は、当該国と我が国との 間の制度同等性が必要



ISOの国際基準により登録審査を行い、制度 同等性の要件は廃止

## 3. 品質表示基準(義務)のあり方 ~ わかりやすく信頼される表示制度の充実~

全ての食品に適用される一般的な表示ルール に加え、特定の食品のみ厳格な名称規制を含 む個別品目の表示ルールが存在



個別品目の表示ルールの必要性を精査し、一般的な表示ルールへの整理統合の可能性を検討 消費者に重大な誤認が生じる場合のみ、個別品目の厳格な名称規制を存続

食品に貼付する文字としての表示が規制の中 心



インターネット販売、カタログ販売等における 表示規制のあり方を検討

表示の根拠書類保持は不要



表示の根拠書類保持を義務付け